

新潟県小学校長会会則

第 1 章 総 則

第 1 条 この会は、新潟県小学校長会と称し、事務局を会長の指定するところに置く。

第 2 条 この会は、県内の各郡市小学校長会及び政令指定都市小学校長会（各郡市及び政令指定都市で小・中学校長会として組織しているところにあつては、その小学校長部会をいう。以下同じ）の連絡協調を密にし、小学校教育の充実発展を図ることを目的とする。

第 3 条 この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 各郡市小学校長会及び政令指定都市小学校長会の連絡提携に関すること。
2. 学校経営の研究に関すること。
3. 会員の研修に関すること。
4. 教育上必要な研究調査に関すること。
5. 教育制度並びに教育行政の改善に関すること。
6. 教職員の地位待遇の向上に関すること。
7. 教育関係諸団体との連絡提携に関すること。
8. その他本会の目的達成に必要な事業。

第 2 章 組 織

第 4 条 この会は、県内の各郡市小学校長会及び政令指定都市小学校長会で組織する。

2. この会の事業を行うため、必要な部を置くことができる。部の組織運営については別に定める。
3. 前項の部の活動によりがたい場合は、臨時に特設委員会を設けるものとする。

第 3 章 役 員

第 5 条 この会には、次の役員を置く。

・会長 1名 ・副会長 2名 ・理事 若干名 ・監査 3名

第 6 条 役員は任期は1か年とする。ただし、重任を妨げない。

2. 役員は、次期改選までその任務を行う。

第 7 条 役員は代議員会で選出する。

第 8 条 役員は次のとおりとする。

1. 会長は、この会を代表し、諸般の会務を統理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その任務を代行する。
3. 会長、副会長及び理事は、理事会を構成し、会務の執行にあたる。
4. 監査は会計を監査し、代議員会に報告する。

第 9 条 この会に幹事を置き、会長はこれを委嘱する。

2. 幹事は事務の処理にあたる。

第 4 章 会 議

第 10 条 代議員会は毎年春季に1回これを開催する。ただし、会長の必要と認めた場合は臨時にこれを開催することができる。

2. 議長はその都度選出する。
3. 代議員は、各郡市小学校長会及び政令指定都市小学校長会で選出する。
4. 代議員の数は、会員 30 名までは 5 名とし、これを超えた場合は、別表による。
5. 代議員のうち 1 名は、当該郡市小学校長会及び政令指定都市小学校長会の長とする。ただし、代議員は第 5 条に定める会長、副会長、理事及び幹事長、幹事と重複するものであってはならない。

6. 各郡市小学校長会及び政令指定都市小学校長会の長が、前項の役員に選出された場合は、当該郡市小学校長会及び政令指定都市小学校長会において、別に代議員を選出するものとする。

別表

会 員 数	代 議 員 数
31～40名	6名(会長1名, 各部1～2名)
41～49名	7名(会長1名, 各部1～2名)
50～99名	9名(会長1名, 各部2名)
100名～	13名(会長1名, 各部3名)

第 11 条 代議員会は最高決議機関とし、会長が招集し、次のことを審議決定する。

1. 役員を選出
2. 事業計画並びに予算の議決
3. 決算の承認
4. 会則の改正
5. その他必要な事項

第 12 条 評議員会は代議員会に準ずる決議機関とし、年間2回これを開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、又は評議員の半数以上の要求があった場合は、臨時にこれを開催する。

1. 評議員は各郡市小学校長会及び政令指定都市小学校長会の長とする。
2. 第 10 条第 5 項のただし書及び第 6 項は、評議員についても準用する。

第 13 条 評議員会は会長が招集し、次のことを行う。

1. 第 11 条第 1 項、第 2 項及び緊急案件の審議内容に関すること。
2. 各郡市小学校長会及び政令指定都市小学校長会の相互の連絡提携を図ること。
3. 会務の遂行に関して、会長の諮問に応ずること。
4. その他必要な事項

第 14 条 理事会は会長が招集し、次のことにあたる。

1. 会務の企画
2. 代議員会、評議員会に提出する議案の作成
3. 代議員会、評議員会で議決された事項の執行
4. その他緊急事項の処理

第 5 章 大 会

第 15 条 大会は必要に応じてこれを開催し、会務の報告、その他の事業を行う。

第 6 章 会 計

第 16 条 この会の経費は、負担金、補助金、寄付金、その他の収入による。

第 17 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 付 則

第 18 条 この会の執行に必要な細則は、別に定める。

第 19 条 この会則は、昭和 21 年 4 月 30 日から実施する。

昭和 24 年 9 月 8 日改正	昭和 27 年 3 月 16 日改正	昭和 28 年 3 月 8 日改正
昭和 31 年 6 月 20 日改正	昭和 32 年 5 月 17 日改正	昭和 40 年 5 月 12 日改正
昭和 52 年 5 月 12 日改正	昭和 53 年 5 月 12 日改正	昭和 62 年 5 月 14 日改正
平成 9 年 5 月 23 日改正	平成 13 年 5 月 11 日改正	平成 18 年 5 月 11 日改正
平成 28 年 5 月 11 日改正	平成 29 年 3 月 29 日改正	平成 31 年 2 月 5 日改正